

札幌市立小野幌小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

1. 「いじめ防止基本方針」の策定について

学校は、子どもの命に係る重大事態に発展するおそれがあるいじめの防止を、重要課題の一つとして認識して実施する責任がある。いじめ防止等に向けた取組に当たっては、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、「いじめは絶対に許されない」という大原則の下、いじめを生まない対人関係を構築できる学校教育を様々な領域を通して推進していく。いじめ防止の観点には「いじめてしまう子ども（加害）」「いじめられてしまう子ども（被害）」「はやし立てる子ども」「知らぬふりをして見ている子ども」など、すべての立場の児童生徒を対象とし、いじめに向かわせないための未然防止に積極的に取り組む姿勢を全職員で共有する。

○児童一人一人の人権を確保するため、本校は、保護者、地域住民、関係機関、諸団体との連携を図り、いじめ防止に全力で取り組む。

○いじめの事実が発覚した場合は、いじめられた児童を守ることを第一に考え、「迅速・誠実」をモットーに、最優先事項として組織的に対応する。

○いじめ解決後も、当該児童と関係児童等の人間関係を見守るアフターケアを行い、再発防止を徹底し、児童を守り抜くことを教職員全員へ徹底する。

本方針は、いじめ防止対策基本法（H25年法律第71号）第13条、重大事態の調査に関するガイドライン（H29年3月）により、小野幌小学校のすべての児童が安心して、楽しく充実した生活が送れるよう、いじめ防止を目的に策定する。

※いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法より）

2. いじめ防止等のための対策

(1) 児童に対して

- ・わかる授業、全員が参加・活躍できる授業を行い、学習に対する達成感や成就感を育てる。
- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ・「学習ルール」を身に付けさせ、落ち着いた環境の中で学校生活を送れるようにする。
- ・「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるよう、教育活動全体を通して指導する。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがえのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生や職員に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。
- ・児童会活動を通し、子どもたち自らが「いじめを起こさない、いじめを許さない。」意識をもち、主体的に人間関係を形成する活動に取り組む。

(2) 教員に対して

- ・お互いの良さを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊心を育む学級経営に取り組む。
- ・児童が安心・安全に過ごせる学級や学校にしていくこと。(居場所をつくる)
- ・児童同士が相談相手になったり、支え合ったりする活動(ピアサポート) ができるよう支援していく。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員がもっていることを、児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつよう努める。
- ・問題を抱え込まず、すぐに管理職へ報告し、いじめ防止対策委員会を開催するなど組織で対応する。

(3) 学校全体として

- ・学年研修や職員集会などで情報交流・共有を図っていく。
- ・教育相談(年2回実施)を充実させ、いじめの兆候について聞き取りを行う。
- ・年に2回のいじめ調査(6月は本校独自のもの)を実施し、いじめの実態把握と早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・全教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・休み時間やクラブ・委員会活動、放課後などで子ども同士の気になる関わりがあった場合には、その場で必ず指導し、その後、担当者や担任に伝える。
- ・「命の大切さをみつめ直す」ことや「いじめ」について全校朝会で取り上げ、学校として「自他ともに互いに大切にしよう」ということと、「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。

(4) 保護者・地域に対して

- ・保護者には「小さな子どもの変化」や「いじめのサイン」がないか、常に鋭敏に観察することの大切さや、児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校だより等で伝え、理解と協力を得る。

3. いじめの早期発見

(1) 基本的考え方

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。
- ・たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ・学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努める。
- ・定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃らいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・家庭における保護者のいじめチェック等を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや教育支援教員の利用について広く周知させることにより、児童および保護者、教職員がいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ・教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取り扱いの方針を明確にし、適切に扱うものとする。

4. 早期解決に向けてと校内「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも継続した見守り、支援により再発防止に努めるとともに、いじめ等の情報を進級・進学・転校時に確実に引き継ぐ。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況把握につとめる。
- ・児童の生活の安全、安心を確保し、児童の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- ・被害者、加害者双方にスクールカウンセラーや関係機関の活用を含めた心のケアを行う。
- ・いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のための日常的取り組みを洗い出して実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。

(2) いじめ対応チームによる緊急会議

◆調査・検討時の留意点

- ・事実確認の段階では、安易に善し悪しの判断は避ける。
- ・内容に矛盾がないか、慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
- ・被害者及び通報者の立場になり、子どもを支え守る立場で接する。
- ・当事者以外から情報を得る時は、その本人に迷惑が及ばないように配慮する。
- ・保護者への連絡や相談については、家庭訪問するか来校を願うか判断し、いずれにおいても先入観をもたず、具体的な事実を確認する。

◆事実関係の正確な把握と情報の共有

- ・いじめの状況、いじめの動機や背景、加害者と被害者の子ども像、家族の知っていること、学校の知っていること、他の問題行動との関連等を把握する。
- ・被害者、加害者、校内からの情報、保護者等から聴き取り記録した情報を、事実の経過に沿って共有。憶測、推測は絶対に入れない。
- ・被害者、加害者の理解（強み、資源、苦戦状況等）を正確に行う。

◆指導方針と体制の決定

- ・共有した情報をもとに見立て（アセスメント）を行い指導方針と指導体制を決める。
- ・明確な役割分担を行い、誰が、誰に、いつまでに、何をするのかを決める。
- ・すぐに行うことと、中・長期目標等を明確にする。
- ・被害者の安全、人権、心の安定が最重要なので、状況に応じ加害者との物理的な距離を当面離す場合の具体的対応・対策を確認する。
- ・保護者に、学校としての見立てや具体的対応策を正確に示し、以降のこまめな情報提供と協力を願う。
- ・必要に応じ、関係機関との連携をはかっていく。

5. 教育委員会をはじめとする関連機関との連携

(1) 教育委員会との連携について

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

(2) 出席停止措置（小中学校）について

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要がある。（学校教育法第35条）

※ 出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

(3) 就学校の指定の変更や区域外就学について

市町教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守りぬくために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されている。

保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、教育委員会と十分に協議する。 ※手続きに関しては、自治体で異なる場合がある。

(4) 警察との連携について

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談し、連携して対応する。児童の生命・身体の安全がおびやかされる場合には、直ちに通報し適切な援助を求める。

(5) 地域等その他関係機関等との連携について

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する場合がある。

《札幌市の電話相談窓口》 子どもが一人で悩みを抱え込まないように、相談機関を子どもに周知する。

- ◇ 札幌市教育センター相談室 671-3210
- ◇ いじめ電話相談（市教委） 0120-127-830（フリーダイヤル）
- ◇ 全国統一の教育相談ダイヤル 0570-078-310
（ナビダイヤル・24時間）
- ◇ 少年相談110番（道警本部） 0120-677-110（フリーダイヤル）
- ◇ 札幌市子どもの権利救済機関
子どもアシストセンター 211-3783（大人用相談専用電話）
0120-66-3783
（子ども専用フリーダイヤル）
- ◇ 興正こども家庭支援センター 765-1000（相談電話・24時間）
- ◇ 羊ヶ丘児童家庭支援センター 854-2415（YOU・勇・コール・24時間）
- ◇ 札幌南子ども家庭支援センター 591-2200（24時間）
- ◇ 札幌乳児院児童家庭支援センター 879-6264（24時間）
- ◇ 子ども人権110番（札幌法務局） 0120-007-110（フリーダイヤル）
- ◇ チャイルドラインさっぽろ 0120-99-7777（フリーダイヤル）

いじめに対する組織的対応の流れ

